

# 水田活用の直接支払交付金における交付対象水田について 見直しされました（いわゆる5年水張りルール）

5年間に一度も水張りが行われていない農地は

当該交付金の交付対象となりません！

（交付対象は水を張る機能を持った「**水田**」であることが前提）

対象外の例：畔などの水を溜める設備や用水路を有しない農地

令和9年度以降、過去5年間連続して水稻の作付けが行われていない農地は

## （1）見直しの目的

- ①転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す。
- ②水田機能を有する農地で転換作物の生産を行う場合はブロックローテーション体系の再構築を促す。

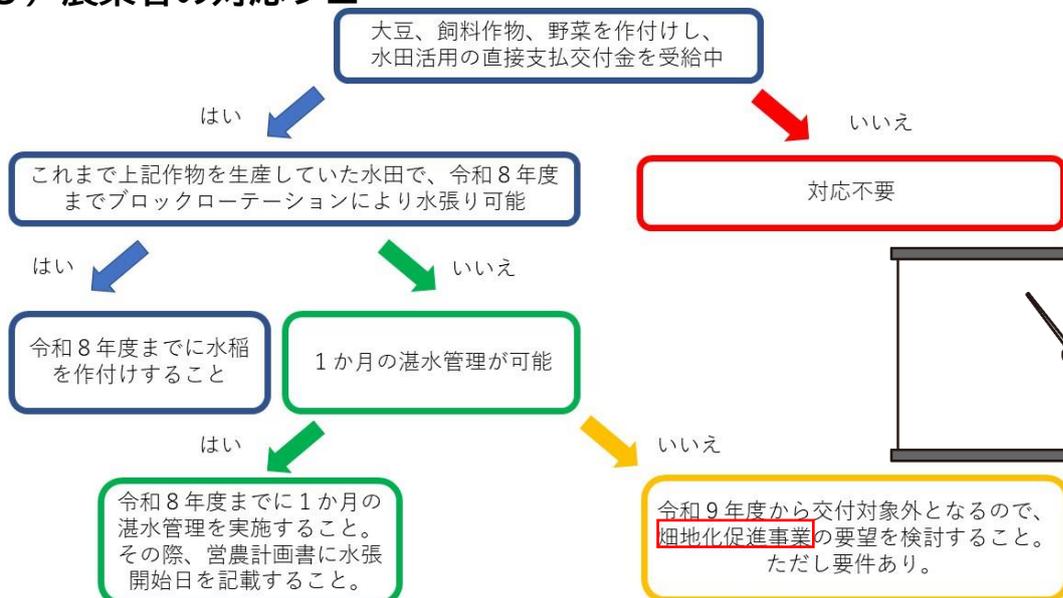
## （2）水張りの考え方

水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とします。

ただし、以下の全てに該当する場合は水張りを行ったとみなします。

- ①**湛水管理を1か月以上行う**→確認方法はチラシ裏面です。
- ②連作障害による収量低下が発生していない

## （3）農業者の対応フロー



## 交付対象水田から除外される可能性のある水田で 1か月以上の湛水管理を行う農業者の皆様へ

○水田活用の直接支払交付金における交付対象水田の5年水張りルール「1か月以上の湛水管理」についてお知らせします。なお、現時点で当事務局が取り決めたルールであるため、国の方針などにより運用が変更される可能性があることを御承知おきください。

### 1 湛水管理の確認方法

#### ①現地確認

- ・水張開始日を営農計画書の所定箇所に1筆ごとにご記載ください。
- ・事務局が現地確認を実施します。

#### ②写真・作業日誌

- ・湛水管理をしたことが分かる写真、作業日誌を作成してください。
- ・写真は1筆ごと湛水開始時期と湛水終了時期の2回撮影してください。
- ・写真は氏名、ほ場地名地番、撮影月日を記載した紙等が写りこむように撮影してください。
- ・湛水管理実施後に、写真、作業日誌とともに報告書を提出してください。
- ・連作障害による収量低下の有無についても確認するため、ほ場ごとの収量推移や病害虫の発生状況等に係る記録を付けてください。

### 2 湛水管理の注意点

#### ①水深等の基準

- ・水稲作付の場合と同等の湛水管理を実施してください。

#### ②水張りの期間

- ・水張り時期に具体的な時期の指定はありません。
- ・天水による一時的な湛水ではなく、用水による湛水状態が持続される期間として1か月以上することとしています。

#### ③部分的な水張りについて

- ・交付対象水田の水田機能は、一筆ごとに確認します。そのため、ほ場全体ではなく部分的に湛水した場合は、「水張り」とは認められません。

岩沼地域水田農業推進協議会事務局（TEL：0223-23-0537）

FAX:0223-22-1264 E-mail:nousei@city.iwanuma.miyagi.jp